

相談に来られた方へ

あなたはひとりではありません
あなたは大切な人です
秘密はお守りします

この手引きは、お知らせしたい次のことをお伝えするためのものです。

- 1 あなたへの支援
- 2 被害後の心理について
- 3 事件を解決するために協力してもらいたいこと
- 4 捜査と裁判の流れ

大分県警察

1 あなたへの支援

☆あなたの要望に応じた支援

事件を担当する警察官とは別に、あなたの支援を担当する警察職員が、医療機関の手配（紹介）や付添い、捜査協力への補助、心配事の相談に乗ったり被害者を援助してくれる各機関の窓口・団体等の紹介などを行います。

☆事件を担当する警察官からの情報の提供

事件を担当する警察官が刑事手続や被害者の方のための制度、捜査状況、犯人の逮捕等の状況や起訴、不起訴等の処分結果について連絡します。

☆パトロールの強化等

状況に応じて、重点的なパトロールを強化するなど、あなたの安全の確保に努めます。

☆医療費等の公費負担

被害にあわれた方やそのご家族等の経済的負担を軽減するため、被害に係る医療費等のほか、カウンセリングを受診した際の費用等を公費で負担することができます。

◎医療費等

診断書料、初診料、初回処置料、検鏡検査料、性感染症検査料、緊急避妊に要する費用、人工妊娠中絶に係る費用

◎カウンセリング費用等

あなた自身が希望する心療内科等の医療機関のカウンセリング及び治療に伴う費用

※ 臨床心理士資格等を有する警察部内のカウンセラーや警察が依頼する医療機関のカウンセリング受診もできます。

《公費負担するために必要なことを確認させていただきます》

◆◆◆民間援助団体による支援◆◆◆

電話や面接による相談、医師による診察や治療に係る援助、臨床心理士等によるカウンセリング、警察、検察庁、裁判所等への付添い等の直接支援を行っています。

☆ワンストップ支援センターによる支援

『おおいた性暴力救援センター／すみれ』

専用電話 **# 8891(相談受付24時間365日)**

一般 **097-532-0330**

☆早期援助団体による支援

『大分被害者支援センター』

相談専用電話 **097-532-7711**

2 被害後の心理について

被害を受けた方は、身体だけでなく、精神的にも影響を受けることが多いため、次に挙げるようなことを感じる場合があります。

これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けたことにより起こり得る反応です。

心身への影響の表れ方は、人によって様々です。

時間の経過や環境の変化によっても変わってきます。

下記に示すような影響が現れたときは、一人で悩まずに警察の担当者や先に紹介した「おおいた性暴力救援センター『すみれ』」、
「大分被害者支援センター」に相談してください。

自身について

- 自身が悪かったと思い込む
- 好きなことをしても楽しくなくなった
- 食欲がなくなった
- 気分の浮き沈みが激しくなった
- いつも不安で落ち着かない
- 無気力になった
- 眠れない
- 集中力がなくなった
- 自暴自棄になった

事件について

- 事件の時のことをはっきりと覚えていない
- 記憶が途切れる
- 事件が現実ではなく他人事のように感じる
- 事件の夢を見る
- たびたび事件のことを思い出し、忘れようとしても頭から離れない

他人について

- 加害者に似た感じの人や他人に対して恐怖を感じたり、怒りを感じる
- 誰も信用できない
- 他人と関わりたくない
- 誰も自分について理解してくれないと感じる
- 人ごみが怖くて1人で外出できない

3 事件を解決するために協力してもらいたいこと

※ 協力に関して心身の負担になるときは付添いなどの支援を行うことができます。また、協力の過程で不安なことや分からないことがあれば対応しますので遠慮なく警察署担当者に申し出て下さい。

まずは！

医療機関の受診

怪我をされた場合や妊娠、性感染症のおそれがある場合には、すぐに医療機関で診察・治療を受けて下さい。

性感染症は、自覚症状がないことが多く、自分自身でも感染しているかどうかわからないので、受診による早期発見・治療が大切です。

被害から72時間以内であれば、医師から処方される緊急避妊薬を服用することで、高い確率で妊娠を防ぐことができます。妊娠を避けるため、被害後できるだけ早く受診することが大切です。

警察への協力

早い段階でのお願い

証拠品の提出

犯人につながる証拠は、あなたの身体や衣類に残されていることが多いことから、医師や警察官が、あなたの身体から犯人につながる毛髪、体液、尿等の証拠を採取させていただくことがあります。

また、被害時に着ていた服や所持品等を証拠品として提出していただくことがあります。（必要がなくなればお返しします）

※学生服等代替品購入費用の公費負担制度がありますのでご相談ください。

後日でも可能なこと

事情聴取や書類作成

担当の警察官が、被害の状況や犯人の様子等について、詳しく事情をお聞きします。言いたくない、思い出したくないこともあるかと思いますが、事件を解明するためにお尋ねしますのでご理解ください。お聞きした内容に基づき、必要な書類を作成します。

実況見分等への立会い

警察官が被害の現場や被害の状況について確認するため、あなたに立会いをお願いします。

検察庁への協力

事情聴取、供述調書の作成

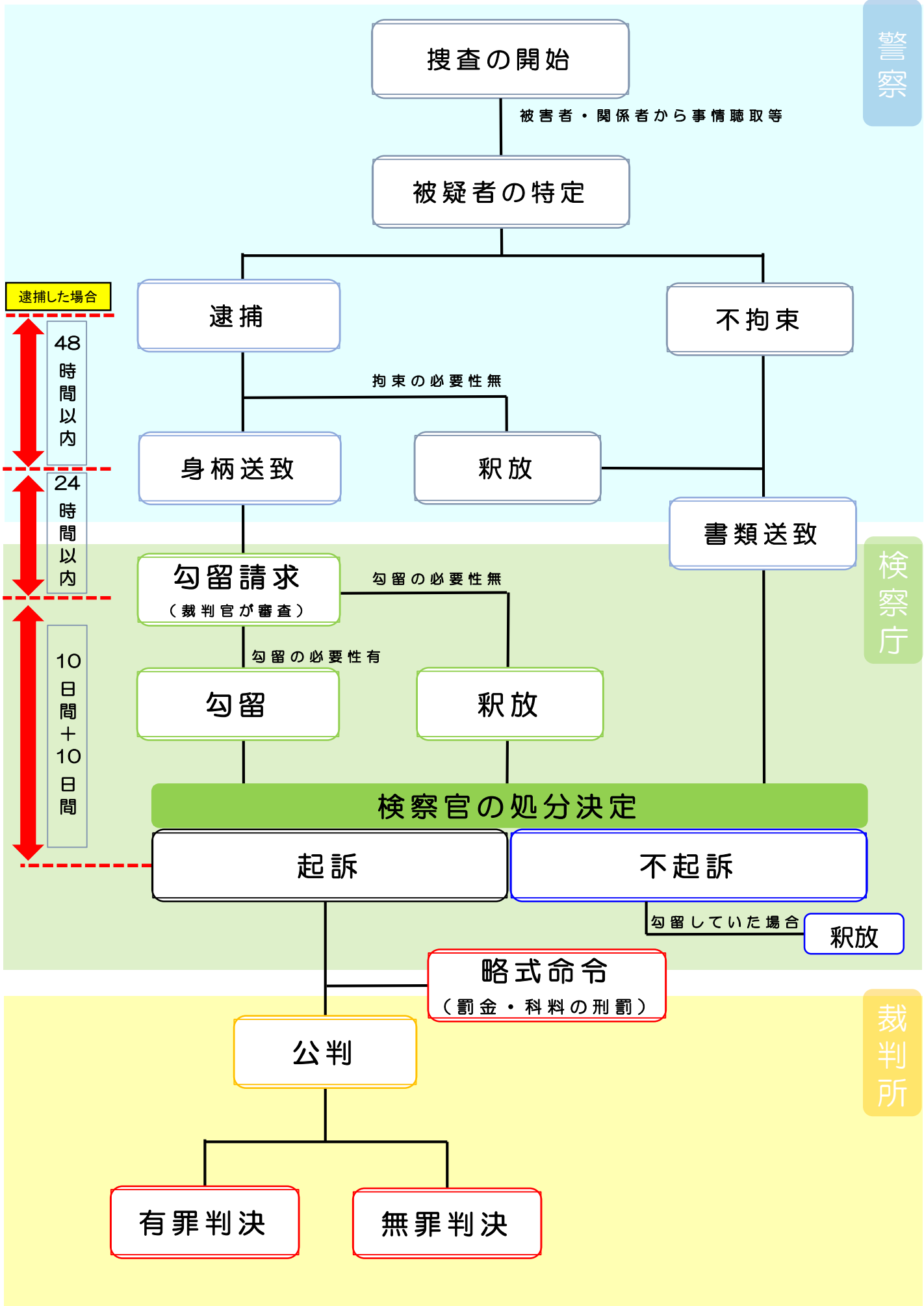
検察官があなたから事情をうかがうことがあります。

裁判所への協力

裁判所への出廷、証言

あなたには、犯罪の立証のため公判で証言をしていただくことがありますが、被告や傍聴席との間についたてを置いたり、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言する等の措置が認められることがあります。

4 捜査と裁判の流れ



性犯罪被害相談電話 #8103(ハートさん)

『#8103』にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

土・日曜日、祝日及び執務時間外（午後5時45分～翌午前9時）は、当直で対応しています。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



担当者連絡先

警察署	課	係
氏名		
電話		